

建第1017号
令和7年10月31日

(一社) 島根県建築士会会長 様
(一社) 島根県建築士事務所協会会長 様
(一社) 島根県建設業協会会長 様
(一社) 島根県建築技術協会会長 様
(一社) 島根県住まいづくり協会会長 様
(一社) 島根県建築組合連合会会長 様
(一社) 島根県建築設備設計事務所協会会長 様
(公社) 島根県宅地建物取引業協会会長 様
(公社) 全日本不動産協会島根県本部本部長 様

島根県土木部長
(建築住宅課)
(公印省略)

島根県建築基準法施行条例の一部改正並びに使用料及び手数料の額等の改定について（通知）

このことについて、島根県建築基準法施行条例及び島根県手数料条例を別添のとおり改正し、令和8年4月1日から施行することとなりました。

については、貴会会員等への周知をお願いいたします。

記

1. 改正概要

経済情勢の変動に伴い、島根県建築基準法施行条例及び島根県手数料条例に定める手数料の額等の改定

2. 施行期日

令和8年4月1日

3. 添付書類

- ・島根県報（令和7年10月21日付け号外第101号）
- ・島根県建築基準法施行条例
- ・島根県建築基準法施行条例新旧対照表
- ・島根県手数料条例新旧対照表
- ・各手数料一覧表

[担当] 【建築基準法等について】建築物安全推進室 建築法令係 廣江、原
TEL : 0852-22-5219 FAX : 0852-22-5218
E-mail : kentiku-anzen@pref.shimane.lg.jp

【租税特別措置法について】住宅企画係 中嶋
TEL : 0852-22-6587 FAX : 0852-22-5218
E-mail : juutaku-kikaku@pref.shimane.lg.jp